

ご依頼事項とご融資実行までの流れ

<ステップ 1 >

お客さまへ審査結果のご連絡

「融資予定通知書」を当行よりお送りし、お電話で審査結果をご連絡いたします。
また、不動産業者様へご連絡する旨、お客さまにご了承いただきます。

《不動産業者様へのご依頼事項》

送金先情報等、必要情報のご連絡

決済日の約3週間前までに、下記内容のFAXをお願いいたします(P2の用紙をご利用ください)。
FAXでいただいた情報を元に、お客さまと<ステップ2>の条件確定の打ち合わせを行います。

■決済日時・場所

■売主様の送金先

- ・金融機関名、支店名、科目名、口座番号、口座名義(フリガナ)、送金金額
- ※送金金額に固定資産税などを含める場合には、余白に内訳も記載願います。
- ※送金先は、3件まで可能です。

■新築戸建の場合は、表示登記申請受理証も送信ください。

<ステップ 2 >

お客さまと条件確定の打ち合わせ

借入金額や期間、金利などご融資内容を確定します。
※条件確定のお打ち合わせ時に、ご契約来店の日程を決めさせていただきます。
※条件が確定した後は、内容の変更はできかねますのでご了承ください。

<ステップ 3 >

契約書類一式をお申込書記載のお客さまご住所へお届け

<ステップ 4 >

お客さまとご契約

お客さまに当行の店舗へご来店いただきます。
※ご契約日は、<ステップ2>の条件確定から7営業日以降になります。
※連帯保証人さま・担保提供者さまがいらっしゃる場合にはご同席いただきます。

<ステップ 5 >

ご融資実行

※ご融資実行日は、<ステップ4>のご契約日から7営業日以降になります。
※当行は、実行日当日の立会場所のご用意がございません。

- ①既にいただいている金銭消費貸借契約証書通り、ご融資を実行します。なお、同日に抵当権の設定も行います。
- ②立会決済が必要な場合には、あらかじめご用意いただきました立会場所へ当行指定の司法書士事務所が出向き、お借入要件が整いましたことを確認いたします。司法書士からの連絡をもって、既にいただいている金銭消費貸借契約証書通り、ご融資を実行します。なお、同日に抵当権の設定も行います。

※振込依頼書の控えは発行しておりません。あらかじめご了承ください。
※新築戸建の場合は、条件確定のお打ち合わせの前営業日までに、表題登記が完了している必要がございます。
※土地の地目が「田」「畑」「山林」「雑種地」等の場合は、条件確定のお打ち合わせの前営業日までに、地目変更登記を完了いただく必要がございます。

お申込番号：HLあるいはHLW	お客さま名：
-----------------	--------

※ 必ずご記入をお願いいたします。

御社名：	連絡先：
ご担当者様：	FAX番号：

■ 決済日時・場所

月 日 () 時 ~	場所：
-------------	-----

■ 送金先①

金融機関名：	支店名：
科目： 普通・当座・その他	口座番号：
口座名義：	フリガナ：
送金金額：	

■ 送金先②

金融機関名：	支店名：
科目： 普通・当座・その他	口座番号：
口座名義：	フリガナ：
送金金額：	

■ 送金先③

金融機関名：	支店名：
科目： 普通・当座・その他	口座番号：
口座名義：	フリガナ：
送金金額：	

【FAX番号】0120-975-004

— ご依頼事項とご融資実行までの流れ2/2 —